

長期休業日の指導

～長い休みをいかに過ごさせるか～

埼玉県教育局東部教育事務所

終業式をもって学期の課業日が終了し、長期休業日がやって来ます。夏季休業日（夏休み）、冬季休業日（冬休み）、学年末休業日・春季休業日（春休み）などの長期休業日は、1年間の学校生活を3つに区切り、学期等の節目で成果や課題を確認し、より確かな学校生活へと結び付けていくリズムとしての役割をもっています。また、その学期の反省をし、次の学期への準備をする期間でもあります。長期休業日は、基本的に児童生徒を家庭や地域に返すこととなります。休業中の児童生徒の過ごし方は、良くも悪くも、休業明けの次学期に大きな影響を与えるものです。そのようなことから、ここでは長期休業日（休業前・中・明け）の指導について考えていくことにしましょう。



1 長期休業日の意義

(1) 長期休業日とは

長期休業日とは、学校教育法施行令第29条「学期及び休業日」でいう夏季、冬季、学年末の休業日（学校において「授業を行わない日」が休業日）を指します。公立学校（大学を除く）の学期および夏季、冬季や学年末などの休業日については、当該学校を設置する教育委員会、つまり、学校を設置する市町村または都道府県の教育委員会で定めています（学校教育法施行令第29条、公立小中学校管理規則第3条）。

参考 —法的根拠—

〈学校教育法施行令〉

（学期及び休業日）

第29条 公立の学校の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が定める。

〈公立小中学校管理規則（参考例）〉 ※自治体によって異なります

（休業日等）

第3条 学校における休業日は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 | ※祝日 |
| (2) 日曜日及び土曜日 | ※日曜日、土曜日 |
| (3) 県民の日を定める条例に規定する日 | ※県民の日 |
| (4) 春季休業日 | 4月 1日から 4月 7日まで |
| (5) 夏季休業日 | 7月 21日から 8月 31日まで |
| (6) 冬季休業日 | 12月 25日から翌年1月 31日まで |
| (7) 学年末休業日 | 3月 27日から 3月 31日まで |
- ※長期休業日

このことから、単に夏休み・冬休み・春休みといっても一律ではなく、その土地の気候や風土によって期間の長短があることとなります。また、最近では授業日の確保等の理由から、夏休みを7月21日から8月24日までと、独自の期間にしている市町村も存在しています。

長期休業日

学校教育法施行令第29条「学期及び休業日」でいう夏季、冬季、学年末の休業日のこと。市町村立小・中学校の夏季、冬季、学年末などの休業日については、市町村教育委員会で定めている。

(2) 長期休業日の意義

長期休業日（児童生徒にとっての夏休み、冬休み、春休みなど）は、世界的に広く実施されており、その目的はそれぞれの国によって異なります。主な目的としては、その土地の気候等による悪条件（日本の場合、夏・暑熱、冬・寒冷）からの回避、年度の境目（日本の場合、春・年度の終了～開始の整理準備期間）、伝統的な慣習の存在（日本の場合、盆・暮れ・正月の年中行事等）などが挙げられます。



つまり、長期休業日は、気候的に悪条件であったり、年中行事や年度の変り目で家庭で過ごすべきであったりする時期に、児童生徒を正規の授業から解放し、その心身に休養を与え、次の機会への準備を整えるために設けられていると言えます。

教職員にとっては「勤務を要しない休日」ではありません。つまり、法律や条例等に長期休業日を教員の休日とするという規定はなく、「児童生徒に対する授業を行わない休業日」といっても教員は勤務に服さなければなりません。

長期休業日は、このような趣旨で設けられていますが、児童生徒が長期間の休業日を活用し、心身を鍛えたり、学校ではできない趣味や研究に没頭したり、自然に触れる経験をもったりするよい機会ともなっています。

以上のことから、学校では、長期休業日の意義について、次のようなニュアンスで児童生徒に指導を行い、家庭（保護者）に協力を求めることが大切です。

長期休業日の意義

1 夏の暑さ、冬の寒さなど気候的な悪条件からの回避

⇒家庭の過ごしやすい環境の下で心身の健康を保持し、学習を進める。

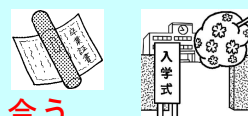
（自身で環境を調節できる家庭での健康維持、自主学习）



2 年度の境目

⇒家庭で入学・進級・進学・就職等の準備を進め、新年度の生活に備える。

（入学・進学の手続き、制服・教材・学用品等の準備）



3 伝統的な慣習の存在

⇒家庭や地域社会で、年中行事を通じて家族や地域住民と触れ合う。

（夏祭り、盆・彼岸の墓参、クリスマス、大掃除、年越し、初詣など）



4 長期の連続した休業

⇒学校や学校の授業日では体験できない活動を行う。



◎長期休業日という括りの中で、「児童生徒のためになることは何か」「どうすれば有意義に過ごせるのか」を児童生徒や保護者とともに考えることが大切です。

2 長期休業日前（学期末）の指導

（1）学級活動での全体指導

学期末の学級活動において、「今学期のまとめ・反省」を行うとともに、続いて「長期休業日の過ごし方」に関する題材を取り上げ、校種・学年の発達段階に応じ、教師の指導（説諭）や、児童生徒の話合いによって、よりよい長期休業日の過ごし方を考える機会をつくります。

学期末に行う学級活動の内容例

題材「有意義な〇休みにしよう！」

活動内容(2)

長期休業日の児童生徒の生活は家庭中心となるため、教師や友達の話を聞いて、児童生徒個々が自分の生活設計を行うように（自己決定）仕向けます。

【児童生徒の活動】

① 第〇学期の反省を行う

学習（授業、家庭学習）、生活（係活動、当番活動、部活動、交友関係…）などについて、集団・個人で当該学期の取組を振り返り、成果や課題を挙げる。

② 長期休業日の目標を立てる

次学期に向けて、長期休業日をいかに過ごすべきかを考え、自身の生活目標を立てる。

③ 長期休業日の生活計画を立てる

目標を達成するための長期休業中の生活計画を立てる。

【教師の指導】

※①～③の児童生徒の活動の流れを基本にしながら、教師は次の指導を行う。

□長期休業日の意義（前ページ参照）

□自身が考えた学期の反省と長期休業日の目標に応じた生活を送ることへの期待

□長期休業中に学校で行う教育活動（林間学校、職場体験、上級学校見学、補習学習、水泳指導日、登校日、当番活動、委員会活動、家庭訪問、保護者面談など）の予定と注意点

□長期休業中に行う課題・宿題、事務（保護者に記入してもらう連絡物等）

□長期休業中の学校（学級担任）と家庭（児童生徒、保護者）との連絡体制

□次学期の始めの予定

（2）学校生活の中での個人指導

学期末には、上記のように学級活動の授業を通じて学級全体の指導を行うとともに、登校から下校までの児童生徒一人一人と交流する機会を通じて、その子に応じた「学期の反省」と「長期休業中に取り組むべきこと」を話題にして、児童生徒個々の成果と課題について、個別に指導を行います。

学期末に行う個別指導の内容例

－学習について－

□得意教科と苦手教科（得意なものをさらに伸ばす、苦手なものを克服する）

□授業態度（着席、挙手、発言発表、ノート作り、ファイリング、級友との協力…）

□課題（宿題）、家庭学習（提出率、自主性、学習の内容…）

－生活について－

□規律（あいさつ、身だしなみ、言葉遣い、時間を守る、整理整頓、物品の扱い…）

□性格・行動（感情、落ち着き、交友関係、協力性、責任感…）

□特別活動（学級活動（係活動・当番活動）、児童会・生徒会活動、学校行事…）

これらを振り返り、よい点や改善点を挙げ、その子に応じたアドバイスを行います。

(3) 家庭（保護者）との連携

学期末に実施する保護者会における学級懇談や、日常的に配布する学級通信、終業式・修了式に交付する通知表などを通じて、児童生徒の長期休業中の過ごし方を話題とし、児童生徒が健全な生活を送ることができるよう、学校（教師）と家庭（保護者）との連携（協力関係、連絡体制）を強化しておきます。

学級担任と保護者との連携

- 長期休業日の意義の確認（教師と保護者で共通理解を）
- 学校（教師）と家庭（保護者）の連絡体制（連絡の方法、その他）の確認
- 長期休業中に学校で行う教育活動の案内
 - 校外行事、補習、水泳指導、登校日、部活動、その他
- 健全で規則正しい生活を遅らせる上での注意点
- 休業中の宿題、課題の確認

一般的に考えられるものを例示しました。

長期休業日に入った児童生徒は、朝、起床が遅くなったり、夜更かしをしたりするなど、生活が不規則になりがちです。また、行動範囲が広がることから非行を誘発してしまったり、気分が高揚することから問題行動を起こしてしまうケースも少なくありません。さらには、スリルを求めての無謀・危険な遊びによって不慮の事故が発生してしまうこともあります。学校では、このような問題や事故を防止を含めて長期休業日の望ましい過ごし方について指導を行っています。しかし、休業中に実際の指導を行うのは保護者であるため、事前に学校と家庭とが十分に連絡をとり、家庭での指導が成果を上げるよう配慮する必要があります。そこで、教師には「教育のプロ」として、保護者に協力を要請したり、助言したりすることが求められることとなります。保護者への協力要請や助言の一般的な例を示します。

保護者から子供への働き掛け

一般的に長期休業日を迎える保護者としては、子供に意義のある休業期間とするため、次のような手だてを講じることが大切です。

- 自分にとって、休養、遊び、心身の鍛練、家事分担、勉強などのうち、最も優先するものは何か、また、それぞれのバランスをどのようにとるかを考え、その子にとってよい長期休業日の計画（日々の日課を含む）を立てるよう指導する。
- 休業中の生活が、伸び伸びとした中で節度あるものとなるよう、子供自身が立てた計画を活用して自主的に生活することを学ばせる。
- 学校が実施する補習や水泳指導などのほか、地域や社会教育団体などが主催する事業への参加を奨励し、豊かな経験を自ら求めるよう助言する。
- 家族間の心の交流を図るための工夫をする。

3 長期休業日中の教育活動

一般的に考えられるものを例示しました。

(1) 全校（学年）登校日

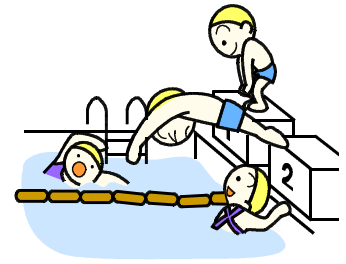
法令上の規定はなく、学校ごとの裁量で設定される休業中の登校日です。設定されている場合の留意点を挙げておきますので参考としてください。

全校（学年）登校日の留意点

- 児童生徒の観察（表情や言動・行動から、休業中の生活の状況を把握する）
- 休業中の生活の留意点（学年・学級の実態に応じた指導を行う）
- 新学期への準備、激励（新学期の予定、提出物、宿題・課題等の進み具合の確認）

(2) 水泳指導（夏季休業日）

夏季休業日中に水泳（プール）指導を実施している小・中学校が多く見られます。夏休み（7～8月）は水泳に適した気候でもあり、水泳指導日を設定（学習指導要領に定められた各学年の指導目標との関連性を踏まえて、年間指導計画に位置付けるもの）することで、水泳を通しての泳力や体力向上を図ることをねらいとして行うものです。



実施している小・中学校では、水泳指導の予定表を組んで、あらかじめ夏季休業日前に児童生徒・保護者に説明する機会を設け、日程や注意点・配慮事項等を確認しておく必要があります。

学級担任は、各学校の実施計画に基づいて、夏季休業日に入る前に、学級活動の時間や朝の会・帰りの会等の機会を利用して、十分に事前指導を行っておくようにしましょう。

(3) 補習学習（補充指導）

学校の教育課程として正規に実施する授業とは別に、学校（教師）の考え方で、特定の教科等について意図的、計画的に行われるもの（各市町村で定める公立小中学校管理規則による）です。

実施に当たり、学級担任として注意すべきことは、児童生徒個々の学習状況（休業日を迎える前の学期をどのように終えたのか）をつぶさに観察し、それぞれの子に、どのような学習上の課題があるのかを十分に把握して、補習学習（補充指導）を必要とする児童生徒（補習学習への参加を希望する子、課題があるため補習学習への参加を強く勧めたい子）にアナウンスすることです。



学期末の当該学期の学習を振り返る機会に適切なアドバイスができるよう心掛けましょう。

(4) 家庭訪問、保護者面談（三者面談、二者面談）

授業のない長期休業日を利用して、家庭訪問や保護者面談を行う場合があります。

家庭訪問は、学級担任等の教師が児童生徒の家庭を訪問して保護者・児童生徒と面談をすることを指します。同様に、保護者面談（三者面談：保護者・児童生徒・教師、二者面談：保護者・教師）と称して、保護者に来校していただいて教室等で面談をすることもあります。

長期休業中の保護者や児童生徒との面談のメリットは、しっかりと時間を取って、落ち着いた雰囲気の中で対話ができることです。授業が行われていて、学級集団として他者も一緒に過ごしている学期中では、なかなか取り上げることができない話題（家庭や個人に関わる情報など）に触れることができます。

面談中の保護者との話では、児童生徒の学校の様子をつぶさに伝えるとともに、家庭での具体的な様子をうかがうようにしましょう。



(5) 部活動 ※中学校

中学校において、授業が行われない長期休業日は、部活動が大変活発に、集中して行われる機会となります。生徒は、一旦、所属する学級集団を離れ、所属する部ごとの集団の中で一定期間を過ごすことになり、生活のリズムが部活動中心となる生徒が多くなります。

休業日前に部活動全体の運営を担当する教師（部活動担当）や、それぞれの部の顧問教師と十分な連絡を取り、休業日後に至るまで生徒個々の様子を複数の教師で見守

っていくことが大切です。休業日の学校全体の部活動の活動計画を参照し、学校としての休業中の施設の使用、大会の日程などについて、生徒に十分な指導を行っておくとともに、その後の部活動単位での活動を「学校における親」として見守り、声を掛けて励ましていきましょう。

4 長期休業日の児童生徒への指導に関する教師の確認事項

教師が心得ておくべき長期休業日における児童生徒への指導に関する内容をまとめると、以下の項目が挙げられます。実際の指導の参考としてください。

長期休業日の児童生徒への指導に関する確認事項

1 基本的な注意事項

(1) 緊急対応体制の確立と全教職員の共通理解に基づいた指導について

ア 危機管理マニュアルや連絡体制を確認し、全教職員で徹底する。

イ 児童生徒の生活実態を十分把握し、従来の生徒指導の計画を再検討の上、全教職員の共通理解を図り、指導を徹底する。

ウ 各学校の実情に応じて「彩の国生徒指導ハンドブック『New I's』」を参考にし、活用を図る。



(2) 児童生徒の生活について

ア 長期休業日中も目標をもたせ、有意義な生活を送るよう指導する。

イ 自然体験活動や奉仕活動等、多様な体験活動を通して、豊かな心をはぐくみ、たくましく生きる力の育成が図れるように配慮する。

ウ 児童生徒が計画的な家庭学習や規則正しい生活を送り、家族の一員として、自己の役割を果たす態度が養えるように配慮する。

エ 事故防止について、留意すべき事項を具体的に指導し、その徹底を図る。

オ 児童生徒が、今までの学校生活を振り返り、心を新たにして長期休業日後の学校生活に臨むことができるよう配慮する。

(3) 家庭や地域社会との連携について

ア 通知等により、長期休業日の意義や学校の指導方針について、保護者の理解と協力が得られるようにするとともに、家庭との緊密な連携を図る。

イ 「学校警察連絡協議会」や地域の「小・中・高等学校等合同生徒指導委員会」等を通じて、地域内の情報交換を密にし、児童生徒をとりまく環境や児童生徒の動向等を的確に把握しておく。

ウ 非行・問題行動の防止に当たっては、警察等関係機関との連絡を密にする。また、複数の学校が関係する非行・問題行動が発生していることから、学校間の連携に努める。

エ 長期欠席児童生徒については、家庭訪問や保護者・本人との面接等を通して、児童生徒の生活実態を正確に把握し、生活面や学習指導等の支援に努める。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、他の相談機関との連携にも努める。

2 学校管理下における注意事項

(1) 水泳指導について

水泳指導に当たっては、施設・設備の安全点検を必ず行い、



安全管理について十分留意する。また、指導組織を確立し、責任分担を明確にするとともに、水泳指導の充実と事故防止に万全を期する。

(2) 部活動等の指導について（中学校）

ア 実施計画の作成に当たっては、生徒の実態を把握するとともに、家庭との連絡を密にし、日程、内容等に無理のない適正な計画とする。



イ 活動に際しては、児童生徒の事故を未然に防止するため、健康管理や施設・設備の安全点検、整備及び飲料水の衛生管理等を確実に行う。特に、夏季休業日については、は、屋内、屋外の活動に関わらず、熱中症の予防に十分留意する。また、光化学スモッグや落雷による事故防止等にも十分留意する。

ウ 部活動の指導に当たっては、教師と生徒、生徒相互の好ましい人間関係の育成に努め、体罰や問題行動等が発生しないよう十分配慮する。

エ 練習等の実施に際しては、短時間で効果の上がる練習を工夫するとともに、明朗快活な気風を育てるよう配慮して、生徒の主体性を生かし、問題行動が発生しないよう十分配慮する。

オ 校外において部活動を行う場合には、担当の教師等が引率し、関係機関等との連携を図るとともに、適切な安全管理のもとに実施する。

カ 部室等の管理に当たっては、施錠と鍵の適切な保管を行うとともに、盗難や火災等の防止に努める。

キ 万一の事故発生時には、一人で対応することがないように、日頃から全教職員が迅速かつ適切な対応ができるよう役割分担や手順を明確にしておく。特に、頭部への負傷やAEDの使用など、初期対応に万全を期す。

(3) 校外における行事の計画と実施について

学校が行う校外における行事の計画と実施に当たっては、市町村教育委員会の定める基準により企画し、事故防止及び事故発生等緊急時の対処・連絡体制の整備に努めるとともに、適切な計画に基づいて実施する。なお、食中毒等の事故防止にも万全を期する。



3 学校管理外における指導

(1) 家庭における学習について

家庭における計画的、主体的な学習の大切さについて指導するとともに、児童生徒の興味・関心に応じた内容や体験的な活動等に積極的に取り組むように指導する。

(2) 児童生徒の水難事故の防止について

水難事故防止について、児童生徒や保護者に対し、十分に事前指導を行うとともに、地域や関係機関との連携を密にして、事故防止に万全を期す。

(3) 交通事故防止について



ア 児童生徒の交通安全に係る実態や地域における交通安全上の問題点を十分に把握するとともに、具体的な対策を立て事故防止に万全を期す。特に、道路横断時には「一時停止と安全確認」の安全行動については、指導を徹底する。校種や学年の段階によって、自転車による事故の防止についても指導を徹底する。



イ この期間は外出の機会も多く、不良交遊等に関わって、無免許運転による事故や同乗事故が発生しやすい。こうした問題状況を的確に把握するとともに、家庭や地域社会、警察等の関係機関との連携のもとに、校外における友人関係等も含め、十分に指導する。

(4) 危険な遊びや遊具等による事故防止について

危険な遊びや遊具等による事故防止や刃物等の携帯禁止については、児童生及び保護者への啓発を図り、事故防止に万全を期する。



(5) 非行・問題行動等の防止について

ア 飲酒・喫煙や薬物乱用等による事故防止について、指導の徹底を図る。

イ インターネットや携帯電話等の使用については、情報社会の中での情報モラルやマナーについて指導の徹底を図る。また、指導に当たっては家庭との連携を十分に図るとともに、家庭での適切な指導について支援する。

(6) 不審者への対処について

外出時や登下校等において、見知らぬ者や不審な者などの甘言に乗らないことはもちろん、そうした場面に遭遇した場合の身の安全確保など対処の仕方についても具体的に指導する。

学校、家庭、地域社会が一体となって事故防止、安全確保へ万全を期する。地域安全マップなどの活用や「子ども110番の家」の場所と利用方法の周知など、児童生徒の緊急避難場所の確認を徹底しておく。

子ども110番の家



(7) 学校以外の団体が主催する行事に児童生徒が参加する場合の指導について

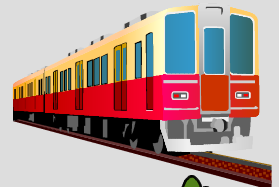
ア 主催者、目的、内容、責任の所在等について、事前に学校へ報告させ、適切な指導を行う。

イ 参加する場合は、必ず保護者の了解を得るよう指導するとともに、必要に応じて保護者との連絡を密に行う。

(8) 旅行の指導について

ア 長期休業中に、国内や海外を旅行する場合は、目的・内容・目的地・引率責任者・緊急の場合の連絡方法等について、事前に保護者との連絡を密に行い、適切な措置を取る。

イ 児童生徒だけで、宿泊を伴う旅行を計画することも考えられるため、保護者の監督が十分に行き届くように協力を得る。



6 不登校児童生徒の指導

(1) 当該児童生徒の保護者との連携を図り、当該児童生徒の長期休業日終了後の受け入れ体制を再確認する。

(2) 不登校児童生徒に対しては、保護者や本人の十分な理解を得て、徐々に学校生活への適応能力を高めていくような指導上の工夫を行い、学校復帰に向けた支援に努める。

(3) 相談員、スクールカウンセラー等の活用を図り、家庭訪問や保護者との懇談及び本人との面接等を必ず実施し、生活面や学習面の支援に努める。

(4) 担任を中心に不登校児童生徒の実情を的確に把握し支援方針検討会議等を行うなどして、長期休業期間中を活用した支援を行う。